

# 平成八年法律第二百九号

## 民事訴訟法

### 目次

第一編 総則	(第一条～第三条)
第二章 通則	(第一条～第三条)
裁判所	
第一節 日本の裁判所の管轄権	(第三条の十二)
第二節 管轄	(第四条～第二十二条)
第三節 裁判所職員の除斥及び忌避	(第二十三条～第二十七条)
第二章 当事者	
第一節 当事者の能力及び訴訟能力	(第二十一条～第三十七条)
第二節 共同訴訟	(第三十八条～第四十一条)
第三節 訴訟参加	(第四十二条～第五十三条)
第四節 訴訟代理人及び補佐人	(第五十四条～第六十条)
第四章 訴訟費用	
第一節 訴訟費用の負担	(第六十一条～第七十四条)
第二節 訴訟費用の担保	(第七十五条～第八十一条)
第三節 訴訟上の救助	(第八十二条～第八十六条)
第五章 訴訟手続	
第一節 訴訟の審理等	(第八十七条～第九十二条)
第二節 専門委員等	(第九十二条～第九十九条)
第一款 専門委員	(第九十二条の二～第九十九条)
第二款 知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務等	(第九十条～二条の八・第九十二条の九)
第三節 期日及び期間	(第九十三条～第九十七条)
第四節 送達	(第九十八条～第一百三十三条)
第五節 裁判	(第一百四十四条～第一百二十三)
第六節 訴訟手続の中止及び中止	(第一百二十二条～第一百三十二条)
第六章 訴えの提起前における証拠収集の処分等	(第一百三十二条の二～第一百三十条)
第二章 分等	(第二百三十二条の二～第二百三十条)
二条の九)	

第七章 電子情報処理組織による申立て等	(第二百八十二条～第三百十一条)
第一章 控訴	(第二百八十二条～第三百十一条)
第二章 上告	(第三百十一条～第三百二十七条)
第三章 抗告	(第三百二十八条～第三百三十七条)
第二編 第一審の訴訟手続	
第一章 訴え	(第二百三十四条～第二百四十七条)
第二章 計画審理	(第二百四十七条の二～第二百四十九条)
第三章 口頭弁論及びその準備	(第二百四十八条～第二百六十三条)
第一節 口頭弁論	(第二百四十八条～第二百六十三条)
第二節 準備書面等	(第二百六十一～第二百六十三条)
第三節 争点及び証拠の整理手続	(第二百六十四～第二百六十七)
第一款 準備的口頭弁論	(第二百六十四～第二百六十七)
第二款 弁論準備手続	(第二百六十八～第二百七十四条)
第三款 書面による準備手続	(第二百七十～第二百七十八条)
第四章 証拠	
第一節 総則	(第二百七十九～第二百八十九)
第二節 証人尋問	(第二百九十条～第二百六十六条)
第三節 当事者尋問	(第二百七条～第二百十一条)
第四節 鑑定	(第二百十二～第二百十八)
第五節 書証	(第二百十九～第二百三十九)
第六節 検証	(第二百三十二～第二百三十三条)
第七節 証拠保全	(第二百三十四～第二百四十二条)

第一章 通則	(第二百八十二条～第三百十一条)
第二章 裁判所	
第一節 日本の裁判所の管轄権	(被告の住所等による管轄権)
第二条の二	裁判所は、人にに対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその住所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。は、管轄権を有する。
第三章	裁判所は、法人その他の社団又は財團に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所が日本国内に所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。
第四章	手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則
第五章	（第三百五十一条～第三百六十七条）
第六章	少額訴訟に関する特則
第七章	（第三百八十二条～第三百八十九条）

第一章 総則	(第三百八十二条～第三百十九)
第二章 執行停止	(第四百三条～第四百五条)
第三章 附則	
第一編 総則	
第一章 通則	
第二章 裁判所	
第一節 日本の裁判所の管轄権	
第二条の二	裁判所は、人にに対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。は、管轄権を有する。
第三条	裁判所は、法人その他の社団又は財團に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内に所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。
第四章	手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則
第五章	（第三百五十一条～第三百六十七条）
第六章	少額訴訟に関する特則
第七章	（第三百八十二条～第三百八十九条）

第一章 控訴	(第二百八十二条～第三百十一条)
第二章 上告	(第三百十一条～第三百二十七条)
第三章 抗告	(第三百二十八条～第三百三十七条)
第二編 第一審の訴訟手続	
第一章 訴え	(第二百三十四条～第二百四十七条)
第二章 計画審理	(第二百四十七条の二～第二百四十九条)
第三章 口頭弁論及びその準備	(第二百四十八条～第二百六十三条)
第一節 口頭弁論	(第二百四十八条～第二百六十三条)
第二節 準備書面等	(第二百六十一～第二百六十三条)
第三節 争点及び証拠の整理手続	(第二百六十四～第二百六十七)
第一款 準備的口頭弁論	(第二百六十四～第二百六十七)
第二款 弁論準備手続	(第二百六十八～第二百七十四条)
第三款 書面による準備手続	(第二百七十～第二百七十八条)
第四章 証拠	
第一節 総則	(第二百七十九～第二百八十九)
第二節 証人尋問	(第二百九十条～第二百六十六条)
第三節 当事者尋問	(第二百七条～第二百十一条)
第四節 鑑定	(第二百十二～第二百十八)
第五節 書証	(第二百十九～第二百三十九)
第六節 検証	(第二百三十二～第二百三十三条)
第七節 証拠保全	(第二百三十四～第二百四十二条)
第五章 判決	(第二百四十三条～第二百六十一条)
第六章 大規模訴訟等に関する特則	(第二百六十七条)
第七章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則	(第二百六十九条の二)
第八章 国際私法	(第二百七十一条～第二百八十九条)
第二章 分等	(第二百三十二条の二～第二百三十条)
二条の九)	

第一章 総則	(第二百八十二条～第三百十九)
第二章 執行停止	(第四百三条～第四百五条)
第三章 附則	
第一編 総則	
第一章 通則	
第二章 裁判所	
第一節 日本の裁判所の管轄権	
第二条の二	裁判所は、人にに対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。は、管轄権を有する。
第三条	裁判所は、法人その他の社団又は財團に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内に所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。
第四章	手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則
第五章	（第三百五十一条～第三百六十七条）
第六章	少額訴訟に関する特則
第七章	（第三百八十二条～第三百八十九条）

条第二号に規定する  
外国会社をいう。)を  
含む。)に対する訴え  
六 船舶債権その他船舶が日本国内にあるとき  
船舶を担保とする債。  
七 会社その他の社団が法人である  
会社その他の社団又は財団が法人である  
団又は財団に関する場合にはそれが日本の法令  
訴えで次に掲げるもにより設立されたものであ  
の  
イ 会社その他の社はその主たる事務所又は營  
業所が日本国内にあるとき  
団からの社員若しくは社員が日本国内にあ  
るとき、法人でない場合に  
は社員であった者に。)  
対する訴え、社員か  
らの社員若しくは社  
員であった者に対する  
訴え又は社員であ  
った者からの社員に  
対する訴えで、社員  
としての資格に基づ  
くもの  
ロ 社団又は財団か  
らの役員又は役員で  
あつた者に対する訴  
えで役員としての資  
格に基づくもの  
ハ 会社からの発起  
人若しくは発起人で  
あつた者又は検査役  
若しくは検査役であ  
つた者に対する訴え  
で発起人又は検査役  
としての資格に基づ  
くもの  
八 不法行為に関する  
訴え  
本国内で発生した場  
合における不法行為が日本  
国内にあるとき(外国で行  
われた加害行為の結果が日  
本国で発生した場合にお  
いて、日本国内における  
紛争)という。)に関する  
労働者からの事業主  
員としての資格に基づくもの  
八 不法行為に関する  
訴え

九 船舶の衝突その損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあり  
く損害賠償の訴え  
十 海難救助に関する訴え  
海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあり  
るとき。  
十一 不動産に関する訴え  
不動産が日本国内にあると  
き。  
十二 相続権若しく相続開始の時ににおける被相  
続分に関する訴え  
被相続人が相続開始の時に  
遺留分が日本国内にあ  
るとき、(日本国内に最後に  
住所を有していた後に外國  
に住所を有していたときを  
除く)。  
十三 相続財産の負担に  
關する訴えで前号に  
掲げる訴えに該当し  
ないもの  
(消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄  
権)

### 第三条の四 消費者(個人(事業として又は事業 のために契約の当事者となる場合におけるもの を除く。)をいう。以下同じ。)と事業者(法人 その他の社団又は財団及び事業として又は事業 のために契約の当事者となる場合における個人 をいう。以下同じ。)との間で締結される契約 (労働契約を除く。以下「消費者契約」という 。)に関する消費者から事業者に対する訴え

は、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時  
における消費者の住所が日本国内にあるとき  
は、日本の裁判所に提起することができる。

2 労働契約の存否その他の労働関係に関する事  
項について個々の労働者と事業主との間に生じ  
た民事に関する紛争(以下「個別労働関係民事  
紛争」という。)に関する労働者からの事業主  
員としての資格による訴え

本国内で発生した場合における不法行為が日本  
国内にあるとき(外国で行  
われた加害行為の結果が日  
本国で発生した場合にお  
いて、日本国内における  
紛争)の結果の発生が通常予見するそ

第三条の五 会社法第七編第二章に規定する訴え  
(同章第四節及び第六節に規定するものを除く  
。)一般社団法人及び一般財団法人に関する法  
律(平成十八年法律第四十八号)第六章第二節  
に規定する訴えその他これら法令以外の日本  
の法令により設立された社団又は財団に関する  
訴えでこれらに準ずるもの管轄権は、日本の  
裁判所に専属する。  
3 消費者契約に関する訴えの管轄権は、登記  
又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、  
日本の裁判所に専属する。  
4 上級合意は、その裁判所が法律上又は事実  
上裁判権を行うことができないときは、これを  
援用することができない。  
5 将来において生ずる消費者契約に関する紛争  
を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合  
に限り、その効力を有する。  
一 消費者契約の締結の時において消費者が住  
所を有していた国(その国の裁判所に訴えを提起する  
ことができる旨の合意)の裁判所に訴えを提起する  
ことができる旨の合意(その国の裁判所に  
み訴えを提起することができる旨の合意につ  
いては、次号に掲げる場合を除き、その国以  
外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨  
げない旨の合意とみなす。)であるとき。  
二 消費者が当該合意に基づき合意された国(その  
裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が  
日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した  
とき)において生ずる個別労働関係民事紛争を  
対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に  
限り、その効力を有する。  
三 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を  
対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に  
限り、その効力を有する。  
4 上級合意は、その裁判所が法律上又は事実  
上裁判権を行うことができないときは、これを  
援用することができない。  
5 将来において生ずる消費者契約に関する紛争  
を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合  
に限り、その効力を有する。

第三条の六 一 の訴えで数個の請求をする場合に  
おいて、日本の裁判所が一の請求について管轄  
権を有し、他の請求について管轄権を有しない  
ときは、当該一の請求と他の請求との間に密接  
な関連があるときに限り、日本の裁判所にそ  
の訴えを提起することができます。ただし、数人か  
らの又は数人に対する訴えについては、第三十  
八条前段に定める場合に限る。

二 労働契約の終了の時にされた合意であつ  
て、その時における労務の提供の地がある国  
の裁判所に訴えを提起することができる旨を  
定めたもの(その国の裁判所にのみ訴えを提  
起することができる旨の合意については、次  
号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁  
判所にも訴えを提起することを妨げない旨の  
合意とみなす。)であるとき。

三 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を  
対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に  
限り、その効力を有する。

四 上級合意は、その裁判所が法律上又は事実  
上裁判権を行うことができないときは、これを  
援用することができない。

五 将来において生ずる消費者契約に関する紛争  
を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合  
に限り、その効力を有する。

第三条の七 当事者は、合意により、いずれの国  
の裁判所に訴えを提起することができるかにつ  
いて定めることができる。

二 労働者が当該合意に基づき合意された国(その  
裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が  
日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した  
とき)において、労働者が当該合意を援用した  
ときは、裁判所は、管轄権を有する。

第三条の八 被告が日本の裁判所が管轄権を有  
しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論  
をし、又は弁論準備手続において申述をしたと  
きは、裁判所は、管轄権を有する。

第三条の九 裁判所は、訴えについて日本の裁判  
所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁  
判所にのみ訴えを提起することができる旨の合  
意による)に

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記  
録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚に  
よっては認識することができない方式で作られ  
る記録であつて、電子計算機による情報処理の  
結果の発生が通常予見するそ

用に供されるものをいう。以下同じ。)によつ  
てされたときは、その合意は、書面によつてさ  
れたものとみなして、前項の規定を適用する。

第三条の九 裁判所は、訴えについて日本の裁判  
所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁  
判所にのみ訴えを提起することができる旨の合  
意による)に

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記  
録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚に  
よっては認識することができない方式で作られ  
る記録であつて、電子計算機による情報処理の  
結果の発生が通常予見するそ

意に基づき訴えが提起された場合を除く。)においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

(管轄権が専属する場合の適用除外)

**第三条の十** 第三条の二から第三条の四まで及び第三条の六から前条までの規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しない。

(職権証拠調べ)

**第三条の十一** 裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

(管轄権の標準時)

**第三条の十二** 日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定める。

(第二節 管轄)  
(普通裁判籍による管轄)

**第四条** 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

1 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる。

2 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人が前項の規定により普通裁判籍を有しないときは、その者の普通裁判籍は、最高裁判所規則で定める地にあるものとする。

3 法人その他の社団又は財團の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

4 外国の社団又は財團の普通裁判籍は、前項の規定にかかわらず、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

5 国の普通裁判籍は、訴讼について国を代表する官庁の所在地により定まる。

(財産権上の訴え等についての管轄)

**第五条** 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。

一 財産権上の訴え	二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え	三 船員に対する財産権上の訴え
四 日本国内に住所（法人にあつては、事務所又は営業所。以下この号において同じ。）がない者又は住所が知らない者に対する財産権上の訴え		
五 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの		
六 船舶所有者その他の船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え		
七 船舶債権その他の船舶を担保とする債権に基づく訴え		
八 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるものの		
イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員としての資格に基づくもの		
ハ 会社からの発起人若しくは発起人であった者又は検査役若しくは検査役であった者からの社員に対する訴えで、社員としての資格に基づくもの		
二 会社その他の社団の債権者から社員又は社員であった者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの		
九 不法行為に関する訴え		
十 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え		
所在地	請求若しくはその担保の目地又は差し押さえることができる被告の所在地	手形又は小切手の支払地船舶の船籍の所在地
当該事務所又は営業所の所在地	船舶の所在地	船舶の所在地
船舶の普通裁判管轄の所在地		

十一 海難救助に関する訴え

十二 不動産に関する訴え

十三 登記又は登録に関する訴え

十四 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によつて効力を生ずべき行為に関する訴え

十五 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの

(特許権等に関する訴え等の管轄)

第六条 特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え(以下「特許権等に関する訴え」という)について、前二条の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有すべき場合には、その訴えは、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所

特許権等に関する訴えについて、前二条の規定により前項各号に掲げる裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所が管轄権を有する場合は、それぞれ当該各号に定める裁判所にもの訴えを提起することができる。

3 第一項第二号に定める裁判所が第一審として決した特許権等に関する訴えについての終局判断に対する控訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る訴えについての終局判断に対する控訴については、この限りでない。(意匠権等に関する訴えの管轄)

第六条の二 意匠権、商標権、著作者の権利(プログラムの著作物についての著作者の権利を除く)、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項に規定す

る不正競争又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第二条第三項に規定する不正競争をいう。による営業上の利益の侵害に係る訴えについて、第四条又は第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

一 前条第一項第一号に掲げる裁判所（東京地方裁判所を除く。）東京地方裁判所

二 前条第一項第二号に掲げる裁判所（大阪地方裁判所を除く。）大阪地方裁判所

（併合請求における管轄）

**第七条** 一の訴えで数個の請求をする場合には、第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。（訴訟の目的的価額の算定）

**第八条** 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定により管轄が訴訟の目的的価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によって算定する。

2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は百四十万円を超えるものとみなす。（併合請求の場合の価額の算定）

**第九条** 一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものと訴訟の目的的価額とする。ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、この限りでない。

2 果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的的価額に算入しない。

（管轄裁判所の指定）

**第十条** 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行ふことができないときは、その裁判所の直上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。

2 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。

3 前二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

	(管轄裁判所の特例)
第十条の二	前節の規定により日本の裁判所が管轄を有する訴えについて、この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定められたときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。
（管轄の合意）	
第十一条	当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。
2	前項の合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。
3	第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。 （応訴管轄）

	者が第十二条の規定により合意で定めたものを除く。)に属する場合は、この限りでない。
第十二条	被告が第一審裁判所において管轄違ひの抗弁を提出しないで本案について弁論をなし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。 （専属管轄の場合の適用除外等）
第十三条	第四条第一項、第五条、第六条第二項、第六条の二、第七条及び前二条の規定は、訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。
2	特許権等に関する訴えについて、第七条又は前二条の規定によれば第六条第一項各号に定める裁判所が管轄権を有すべき場合には、前項の規定にかかわらず、第七条又は前二条の規定により、その裁判所は、管轄権を有する。 （職権証拠調べ）
第十四条	裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。 （管轄の標準時）
第十五条	裁判所の管轄は、訴えの提起の時を標準として定める。 （管轄違ひの場合の取扱い）
第十六条	裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めることは、前項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。ただし、訴訟がその簡易裁判所の専属管轄（当事者）

	者が第十二条の規定により合意で定めたものを除く。)に属する場合は、この限りでない。
第十九条	第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者の申立て及び相手方の同意があるときは、訴訟の全部又は一部を申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき、又はその申立てが、簡易裁判所からその所在地を管轄する地方裁判所への移送の申立て以外のものであつて、被告が本案について弁論をし、若しくは弁論準備手続において申述をした後にされたものであるときは、この限りでない。
2	簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、訴訟の全部又は一部その所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。ただし、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合は、この限りでない。
（専属管轄の場合の移送の制限）	
第二十条	前三条の規定は、訴訟がその管轄する裁判所の専属管轄（当事者が第十二条の規定により合意で定めたものを除く。）に属する場合には、適用しない。

	者が第十二条の規定により合意で定めたものを除く。)に属する場合は、この限りでない。
第二十二条	確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束する。 （即時抗告）
第二十三条	確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。 （移送の裁判の拘束力等）
2	移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。 （裁判官の除斥）
第三節	裁判所職員の除斥及び忌避
2	地方裁判所における前項の裁判は、合議体での職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。
（裁判官の除斥）	
第二十五条	合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、決定で裁判をする。 （裁判官の忌避）
2	当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。
（裁判官の忌避）	
第二十六条	除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。 （訴訟手続の停止）
2	除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。 （裁判所書記官への準用）
（裁判所書記官への準用）	
第二十七条	この節の規定は、裁判所書記官について準用する。この場合においては、裁判所書記官の所属する裁判所がする。
第三章	当事者
四	裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。
三	裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
（原則）	当事者能力及び訴訟能力

	五 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。
六	裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

る場合を除き、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令に従う。訴訟行為をするのに必要な授權についても、同様とする。（法人でない社団等の当事者能力）

第二十九条 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。（選定当事者）

第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。

2 訴訟の係属の後、前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱落する。

3 係属中の訴訟の原告又は被告と共同の利益を有する者で当事者でないものは、その原告又は被告を自己のためにも原告又は被告となるべき者として選定することができる。

4 第一項又は前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定した者（以下「選定者」という。）は、その選定を取り消し、又は選定された当事者（以下「選定当事者」という。）を変更することができる。

5 選定当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定当事者において全員のために訴訟行為をすることができる。（未成年者及び成年被後見人の訴訟能力）

第三十一条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をできる場合は、この限りでない。（被保佐人、被補助人及び法定代理人の訴訟行為の特則）

第三十二条 被保佐人、被補助人（訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授権を要しない。

2 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。

一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退

二 控訴、上告又は第三百八十六条第一項の申立ての取下げ

三 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

（外国人の訴訟能力の特則）

第三十三条 外国人は、その本国法によれば訴訟能力を有しない場合であっても、日本法によれば訴訟能力を有すべきときは、訴訟能力者とな

（訴訟能力等を欠く場合の措置等）

第三十四条 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならない。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時訴訟行為をさせることができる。

2 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠く者がした訴訟行為は、これらを有するに至つた当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。

3 前二項の規定は、選定当事者が訴訟行為をする場合について準用する。

（特別代理人）

第三十五条 法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行なうことができない場合において、未成年者又は成年被後見人に對し訴訟行為をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、受訴裁判所の裁判長に特別代理人の選任を申し立てることがで

きる。

2 特別代理人が訴訟行為をするには、後見人と同一の授權がなければならない。

（法定代理権の消滅の通知）

第三十六条 法定代理権の消滅は、本人又は代理

（法人的代表者等への準用）

第三十七条 この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人的代表者及び法人でない社団又は財團でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人にについて準用する。

（共同訴訟の要件）

第三十八条 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、その数人は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。訴訟の目的である権利又は義務が同種であつて事実上及び法律上同種の原因に基づくときも、同様とする。

（共同訴訟人の地位）

第三十九条 共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

（共同訴訟）

第四十条 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。

2 前項に規定する場合には、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。

3 第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

4 第三十二条第一項の規定は、第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人が提起した上訴について他の共同訴訟人である被保佐人若しくは被補助人又は他の共同訴訟人の後見人その他の法定代理人のすべき訴訟行為について準用する。

（同時審判の申出がある共同訴訟）

第四十一条 共同被告の一方向に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に對する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない關係にある場合において、原告の申出があつたときは、

2 裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる。

3 特別代理人が訴訟行為をするには、後見人と同一の授權がなければならない。

（法定代理権の消滅の通知）

第四十二条 法定代理権の消滅は、本人又は代理

3 第一項の場合において、各共同被告に係る控訴事件が同一の控訴裁判所に各別に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

（補助参加）

第四十三条 訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。（補助参加の申出）

第四十四条 当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の許否について、決定で、裁判をする。この場合においては、補助参加人は、参加の理由を疎明しなければならない。

2 补助参加の申出は、補助参加人としてすることができる訴訟行為とともにすることができる。

（補助参加についての異議等）

第四十五条 補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防衛の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができる。ただし、補助参加の時ににおける訴訟の程度に従いすることができないものは、この限りでない。

2 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。

3 補助参加人は、補助参加について異議があつたときは、その効力を有する。

（補助参加人の訴訟行為）

第四十六条 補助参加人の訴訟行為は、補助参加を許さない裁判が確定した場合においても、当事者が援用したときは、その効力を有する。

（補助参加人に対する裁判の効力）

第四十七条 補助参加人に対する訴訟の裁判は、次に掲げる場合を除き、補助参加人に対してもその効力を有する。

2 前項の申出は、控訴審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

前条第一項ただし書の規定により補助参加人が訴訟行為をすることができないなかつたと

三、前記第一項の規定による補助金の交付を受けるも

二 前条第二項の規定により補助參加人の訪詣行為が効力を有しなかつたとき。

三 被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたとき。

四 被参加人が補助参加人のすることができない事項は、被扶養者又は配偶者にてて行なつてはならない。

い詐説行為を故意又は過失によつてしなかつたとき。

**（独立当事者参加）**  
**第四十七条** 訴訟の結果によつて権利が害される

言語の結果は、一様な答を以てこれを主張する第三者又は訴訟の目的の全部若しくは一部が同一の裁判によって決定せらる。

第三者は、その訴訟の当事者の双方又は一方を

相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

前項の規定による参加の申出は、書面でしな

前項の書面は、当事者双方に送達しなければ

ならない。  
第四十条第一項から第三項までの規定は第一

第四条第一項から第三項までの規定は同一項の訴訟の当事者及び同項の規定によりその訴

証に参加した者について、第四十三条の規定は同項の規定による参加の申出について準用す

(丂公説畏) る。

**第四十八条** 前条第一項の規定により自己の権利（詰詰脇辻）

を主張するため訴訟に参加した者がある場合には、参加前の原告又は被告は、相手方の承諾を

得て訴訟から脱退することができる。この場合、判決は、脱退して当事者に付してい

はおいて半沢は、腹這した当事者は文してもその効力を有する。

(権利承継人の訴訟参加の場合における時効の完成猶予等)

**第四十九条** 訴訟の係属中その訴訟の目的である  
釐刑の全部又は一部を襲り受け之ニニヒ主長十

権利の全部又は一部を譲り受けたことを主張する者が第四十七条第一項の規定により訴訟参加

をしたときは、時効の完成猶予に関しては、当該訴訟の係属の初めに、裁判上の請求があつた

ものとみなす。

前項に規定する場合には、その参加は、訪詫の係属の初めに遡つて法律上の期間の遵守の効

力を生ずる。  
(義務承継人の訴訟引受け)

**第五十条** 訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的的である義務の全部又は一部を承継したときは、

裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、その第三者に訴訟を引き受けさせることができること。

第三条 第四十九条第一項及び第三項並びに前二条の規定は、第一項の規定により訴訟を引き受けさせる決定があつた場合について準用する。

(義務承継人の訴訟参加及び権利承継人の訴訟引受け)

第五十一条 第四十七条から第四十九条までの規定は訴訟の係属中その訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したことを主張する第三者の訴訟参加について、前条の規定は訴訟の係属中第三者者がその訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けた場合について準用する。  
(共同訴訟参加)

第五十二条 訴訟の目的が当事者の一方及び第三者について合一にのみ確定すべき場合には、その第三者は、共同訴訟人としてその訴訟に参加することができる。

第二項 第四十三条並びに第四十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による参加の申出について準用する。

(訴訟告知)

第五十三条 当事者は、訴訟の係属中、参加することができる第三者にその訴訟の告知をすることができる。

第二項 訴訟告知を受けた者は、更に訴訟告知をすることができる。

第三項 訴訟告知は、その理由及び訴訟の程度を記載した書面を裁判所に提出してしなければならない。

第四項 訴訟告知を受けた者が参加しなかつた場合には、おいても、第四十六条の規定の適用については、参加することができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士ないし者を訴訟代理人とすることができる。

第二項 前項の許可是、いつでも取り消すことができる。

#### 第四節 訴訟代理人及び補佐人

(訴訟代理人の資格)

第五十四条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士ないし者を訴訟代理人とすることができる。

假處分に關する訴訟行為をし、かつ、弁済を受けることができる。

二 訴訟代理人は、次に掲げる事項については特別の委任を受けなければならない。

一 反訴の提起

二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退

三 控訴、上告若しくは第三百一十八条第一項の申立て又はこれらの取下げ

四 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

五 代理人の選任

六 訴訟代理権は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。（個別代理）

第七条 訴訟代理人が数人あるときは、各自当事者を代理する。

二 当事者が前項の規定と異なる定めをしてもその効力を生じない。

三 前三项の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。（当事者による更正）

第五十六条 訴訟代理人の事実に關する陳述は当事者が直ちに取り消し、又は更正したときには、その効力を生じない。  
（訴訟代理権の不消滅）

第五十八条 訴訟代理権は、次に掲げる事由によっては、消滅しない。

一 当当事者の死亡又は訴訟能力の喪失

二 当事者である法人の合併による消滅

三 当事者である受託者の信託に關する任務の終了

四 法定代理人の死亡、訴訟能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更

二 の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事者となるものの訴訟代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によつては、消滅しない。

三 前項の規定は、選定当事者が死亡その他の事由により資格を喪失した場合について準用する。

（法定代理の規定の準用）

第五十九条 第三十四条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定は、訴訟代理について準用する。

第六十条 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の可を得て、補佐人とともに出頭することがである。

2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

3 補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人人がちに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。

## 第四章 訴訟費用

### 第一节 訴訟費用の負担

(訴訟費用の負担の原則)

**第六十一条** 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担する。  
(不必要な行為があつた場合等の負担)

**第六十二条** 裁判所は、事情により、勝訴の当  
者に、その権利の伸張若しくは防御に必要で  
い行為によつて生じた訴訟費用又は行為の時  
における訴訟の程度において相手方の権利の伸  
張若しくは防御に必要であつた行為によつて生  
た訴訟費用の全部又は一部を負担させること  
ができる。

(訴訟を遅滞させた場合の負担)

**第六十三条** 当事者が適切な時期に攻撃若しく  
は防御の方法を提出しないことにより、又は期  
若しくは期間の不遵守その他当事者の責めに  
すべき事由により訴訟を遅滞させたときは、  
判所は、その当事者に、その勝訴の場合にお  
ても、遅滞によつて生じた訴訟費用の全部又  
一部を負担させることができる。

(一部敗訴の場合の負担)

**第六十四条** 一部敗訴の場合における各当事者  
訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定  
める。ただし、事情により、当事者の一方に訴  
費用の全部を負担させることができる。

(共同訴訟の場合の負担)

**第六十五条** 共同訴訟人は、等しい割合で訴訟  
費用を負担する。ただし、裁判所は、事情に  
り、共同訴訟人に連帶して訴訟費用を負担  
せ、又は他の方法により負担させることができる。

(補助参加の場合の負担)

**第六十六条** 第六十一条から前条までの規定は  
補助参加についての異議によつて生じた訴訟  
に、その行為によつて生じた訴訟費用を負担  
せることができる。

用の補助参加人とその異議を述べた当事者との間ににおける負担の関係及び補助参加によって生じた訴訟費用の補助参加人と相手方との間における負担の関係について準用する。

#### (訴訟費用の負担の裁判)

裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合に、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

#### (和解の場合の負担)

第六十八条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

#### (法定代理人等の費用償還)

第六十九条 法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記官又は執行官が故意又は重大な過失によって無益な訴訟費用を生じさせたときは、受訴裁判所は、申立てにより又は職権で、これらの者に対する、その費用額の償還を命ずることができ

る。

2 前項の規定は、法定代理人又は訴訟代理人として訴訟行為をした者が、その代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権があることを証明することができず、かつ、追認を得ることができなかつた場合において、その訴訟行為によつて生じた訴訟費用について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対しては、即時抗告することができる。（無権代理人の費用負担）

第七十条 前条第一項に規定する場合において、裁判所が訴えを却下したときは、訴訟費用は、代理人として訴訟行為をした者の負担とする。

（訴訟費用額の確定手続）

第七十一条 訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判所が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判官が定める。

2 前項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場

合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなす。第一項の申立てに関する処分は、相当と認められる方法で告知することによって、その効力を生ずる。

#### 3 第一項に規定する額を定める処分に対し適法

#### （担保提供命令）

#### 3 第二節 訴訟費用の担保

第七十五条 原告が日本国内に住所、事務所及び営業所を有しないときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟費用の担保を立てるべきことを原告に命じなければならない。その担保に不足を生じたときも、同様とする。

#### 2 担保を立てた者が担保の取消しについて担保

の規定は、前項の規定による更正の処分及びこのに対する異議の申立てについて準用する。

#### 3 第一項に規定する額を定める処分に対し適法

#### （担保の取消し）

第七十九条 担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したときは、裁判所は、申立て

により、担保の取消しの決定をしなければならない。

第六十七条 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての争いの負担の裁判をすることができる。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合に、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

#### (和解の場合の負担)

第六十八条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

#### (法定代理人等の費用償還)

第六十九条 法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記官又は執行官が故意又は重大な過失によって無益な訴訟費用を生じさせたときは、受訴裁判所は、申立てにより又は職権で、これらの者に対する、その費用額の償還を命ずことができ

る。

2 前項の規定は、法定代理人又は訴訟代理人として訴訟行為をした者が、その代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権があることを証明することができず、かつ、追認を得ることができなかつた場合において、その訴訟行為によつて生じた訴訟費用について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対しては、即時抗告することができる。（無権代理人の費用負担）

第七十条 前条第一項に規定する場合において、裁判所が訴えを却下したときは、訴訟費用は、代理人として訴訟行為をした者の負担とする。

（訴訟費用額の確定手続）

第七十一条 訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判所が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判官が定める。

2 前項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場





(郵便の業務を行うものに限る。第一百六条第一項後段において同じ。)においてするもの及び同項後段の規定による送達その送達における送達をすべき場所とされていていた場所

三 第百七条第一項第一号の規定による送達  
その送達において先とした場所

(出会送達)

第一百五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの(前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。)に対する送達は、その者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかな者は又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

(補充送達及び差置送達)

第二百六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用者その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

就業場所(第二百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。)において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第二百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用者その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないとときは、これらの方に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

(書留郵便等に付する送達)

第二百七条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所にてて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし

て最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

一 第百三條の規定による送達をすべき場合  
同条第一項に定める場所

二 第百四條第二項の規定による送達をすべき場合  
同項の場所

三 第百四條第三項の規定による送達をすべき場合  
同項の場所（その場所が就業場所である場合にあつては、訴訟記録に表れたその者の住所等）

前項第二号又は第三号の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その後に送達すべき書類は、同項第二号又は第三号に定める場所にあつて、書留郵便等に付して発送することができる。

（外国における送達）  
前二項の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があつたものとみなす。

（公示送達の要件）  
第一百八条 外国においてすべき送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその國に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に嘱託してする。

（送達報告書）  
第一百九条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

（公示送達の場合）  
第一百十条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、申立てにより、公示送達をすることができる。  
一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合  
二 第百七条第一項の規定により送達をすることができない場合  
三 外国においてすべき送達について、第一百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合  
四 第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

前項の場合において、裁判所は、訴訟の遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てがないときであつても、裁判所書記官に公示送達をすべきことを命ずることができる。

同一の当事者に対する二回目以降の公示送達は、職権です。ただし、第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

(公示送達の方法)

**第一百十二条** 公示送達は、前条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。ただし、第百十条第三項の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる。

2 外国においてすべき送達についてした公示送达にあっては、前項の期間は、六週間とする。  
3 前二項の期間は、短縮することができない。  
(公示送达による意思表示の到達)

**第一百十三条** 訴訟の当事者が相手方の所在を知ることができない場合において、相手方に対する公示送达がされた書類に、その相手方に対しその訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載があるときは、その意思表示は、第一百一条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。この場合においては、民法第九十八条第三項ただし書の規定を準用する。

### 第五節 裁判

(既判力の範囲)

**第一百十四条** 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

2 相殺のために主張した請求の成立又は不成立の判断は、相殺をもつて対抗した額について既判力を有する。

(確定判決等の効力が及ぶ者の範囲)

**第一百十五条** 確定判決は、次に掲げる者に對してその効力を有する。

- 1 当事者
- 2 当事者が他人のために原告又は被告となつた場合のその他人
- 3 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人

四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

2 前項の規定は、仮執行の宣言について準用する。

(判決の確定時期)

**第一百六十六条** 判決は、控訴若しくは上告(第三百二十七条第一項)、第三百八十九条第二項においては

準用する場合を含む。)の上告を除く。)の提起  
起、第三百八十九条第一項の申立て又は第三百五  
十七条(第三百六十七条第二項において準用す  
る場合を含む。)若しくは第三百七十八条第一  
項の規定による異議の申立てについて定めた期  
間の満了前には、確定しないものとする。

(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を  
求める訴え)  
(定期金による賠償を命じた確定判決の提起又は同項の申立てによ  
り、遮断される。)

第百一十七条 口頭弁論終結前に生じた損害につき  
定期金による賠償を命じた確定判決について、  
口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準  
その他の損害額の算定の基礎となつた事情に著  
しい変更が生じた場合には、その判決の変更を  
求める訴え提起することができる。ただし、  
その訴えの提起の日以後に支払期限が到来する  
定期金に係る部分に限る。

2 前項の訴えは、第一審裁判所の管轄に専属す  
る。

(外国裁判所の確定判決の効力)

第百一十八条 外国裁判所の確定判決は、次に掲げ  
る要件のすべてを具備する場合に限り、その効  
力を有する。

一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が  
認められること。

二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若  
しくは命令の送達(公示送達その他これに類  
する送達を除く。)を受けたこと又はこれを  
受けなかつたが応訴したこと。

三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公  
の秩序又は善良の風俗に反しないこと。

四 相互の保証があること。

(決定及び命令の告知)

第百一十九条 決定及び命令は、相当と認める方法  
で告知することによつて、その効力を生ずる。  
(訴訟指揮に関する裁判の取消し)

第二百二十条 訴訟の指揮に関する決定及び命令  
は、いつでも取り消すことができる。

(裁判所書記官の処分に対する異議)

第二百二十二条 決定及び命令には、その性質に反  
しない限り、判決に関する規定を準用する。



一 文書（第二百三十二条に規定する物件を含む。以下この章において同じ。）の所持者にその文書の送付を嘱託すること。	二 必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体（次条第一項第二号において「官公署等」という。）に嘱託すること。	三 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託すること。
四 執行官に対し、物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること。	五 前項の処分の申立ては、予告通知がされた日から四月の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間の経過後にその申立てをすることについて相手方の同意があるときは、この限りでない。	六 同項第一項の処分をした後において、同項ただし書に規定する事情により相当でないと認められるに至ったときは、その処分を取り消すことができる。（証拠収集の処分の管轄裁判所等）
七 第百三十二条の五 次の各号に掲げる処分の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にしなければならない。	八 第百三十二条の六 第百三十二条の四第一項の処分の申立ては、申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者の居所	九 第百三十二条の七 第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
十 第百三十二条の八 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する不服を申し立てることができる。（不服申立ての不許）	十一 第百三十二条の九 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用は、申立人の負担とする。	十二 第百三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」といいう。）のうち、当該申立て等に関するこの法律には、嘱託を受けた者が文書の送付、調査結果（証拠収集の処分の手続等）

一 第百三十二条の六 裁判所は、第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分をする場合	二 第百三十二条の四第一項第二号において「申立て等」といいう。のうち、当該申立て等に関するこの法律により書面等（書面、書類、文書、譲本、原本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は交付も、同様とする。
三 第百三十二条の七 第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分をする場合	四 第百三十二条の八 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用は、申立人の負担とする。
四 第百三十二条の八 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用の負担	五 第百三十二条の九 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用は、申立人の負担とする。
五 第百三十二条の九 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用は、申立人の負担とする。	六 第百三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」といいう。）のうち、当該申立て等に関するこの法律により書面等（書面、書類、文書、譲本、原本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

一 第百三十二条の六 裁判所は、第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分をする場合	二 第百三十二条の六 第百三十二条の四第一項第二号において「申立て等」といいう。のうち、当該申立て等に関するこの法律により書面等（書面、書類、文書、譲本、原本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は交付も、同様とする。
三 第百三十二条の七 第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分をする場合	四 第百三十二条の八 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用は、申立人の負担とする。
四 第百三十二条の八 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用の負担	五 第百三十二条の九 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用は、申立人の負担とする。
五 第百三十二条の九 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用は、申立人の負担とする。	六 第百三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」といいう。）のうち、当該申立て等に関するこの法律により書面等（書面、書類、文書、譲本、原本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

一 第百三十二条の六 裁判所は、第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分をする場合	二 第百三十二条の六 第百三十二条の四第一項第二号において「申立て等」といいう。のうち、当該申立て等に関するこの法律により書面等（書面、書類、文書、譲本、原本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は交付も、同様とする。
三 第百三十二条の七 第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分をする場合	四 第百三十二条の八 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用は、申立人の負担とする。
四 第百三十二条の八 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用の負担	五 第百三十二条の九 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用は、申立人の負担とする。
五 第百三十二条の九 第百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対する費用は、申立人の負担とする。	六 第百三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」といいう。）のうち、当該申立て等に関するこの法律により書面等（書面、書類、文書、譲本、原本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

(秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限の特則)

**第二百三十三条の二** 秘匿決定があつた場合には、秘匿事項届出書面の閲覧若しくは贈写又はその譲本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等(訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。)中秘匿事項届出書面以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分(次項において「秘匿事項記載部分」という。)の閲覧若しくは贈写、その正本、譲本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは贈写、その正本、譲本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。  
(送達をすべき場所等の調査嘱託があつた場合における閲覧等の制限の特則)

**第二百三十三条の三** 裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する第百九条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは贈写又はその譲本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様とする。(秘匿決定の取消し等)

**第二百三十三条の四** 秘匿決定、第百三十三条の二第二項の決定又は前条の決定(次項及び第七項)

において「秘匿決定等」という。に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。

2 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であつても、自己の攻撃又は防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第百三十三条の二第一項若しくは第二項又は前条の規定により閲覧若しくは贈写、その正本、譲本若しくは抄本の交付又はその複製の請求ができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、その原因となる事実につき疎明があつたときは、これを許可しなければならない。

4 裁判所は、第一項の取消し又は第二項の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならぬ。

一 秘匿決定又は第百三十三条の二第二項の決定に係る裁判をするときは、当該決定に係る秘匿対象者

二 前条の決定に係る裁判をするときは、当該決定に係る当事者又は法定代理人

5 第一項の取消しの申立てについての裁判及び第二項の許可の裁判があつたときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該手続の追行の目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

6 第一項の取消し及び第二項の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第二項の許可の裁判があつたときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、命令で、訴状を却下しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しないければならない。

第一項の取消し及び第二項の許可の裁判は、第一項の取消しに係る裁判及び第一項の取消しの申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

2 前条の規定は、訴状の送達をすることができない場合(訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。(口頭弁論期日指定)

**第二百三十九条** 訴えの提起があつたときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

(口頭弁論を経ない訴えの却下)

**第二百四十条** 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

(呼出費用の予納がない場合の訴えの却下)

**第二百四一条** 裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出に必要な費用の予納を相当の期間を定めて原告訴に命じた場合において、その予納がないときは、被告に異議がない場合に限り、決定で、訴えを却下することができる。

二 請求の趣旨及び原因  
(訴書真否確認の訴え)

**第二百三十四条の二** 確認の訴えは、法律関係をする書面の成立の真否を確定するためにも提起することができる。

**第二百三十五条** 将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。(将来の給付の訴え)

**第二百三十六条** 数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り、一の訴えですることができます。(請求の併合)

**第二百三十七条** 訴状が第百三十四条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命令しなければならない。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。

2 前条の規定は、相手方に送達しなければならない。

**第二百三十八条** 訴状は、被告に送達しなければならない。

(訴状の送達)

**第二百三十九条** 訴状の送達をすることができない場合(訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

2 前条の規定は、訴状の送達をすることができない場合(訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

**第二百四十条** 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

(口頭弁論を経ない訴えの却下)

**第二百四十二条** 裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができます。(訴えの変更)

**第二百四十三条** 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅延させることとなるときは、この限りでない。

**第二百四十四条** 第三十条第三項の規定による原告となるべき者の選定があつた場合には、その者は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者のために請求の追加をすることができる。

2 第三十条第三項の規定による被告となるべき者の選定があつた場合には、原告は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者に係る請求の追加をすることができる。

3 前条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前二項の請求の追加について準用する。

2 裁判が訴訟の進行中に争いとなつてゐる法律関係の成立又は不成立に係るときは、当事者は、請求を拡張して、その法律関係の確認の判決を求めることができる。ただし、その確認の請求が他の裁判所の専属管轄(当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。)に属するときは、この限りでない。

**第二百四十五条** 裁判が訴訟の進行中に争いとなつてゐる法律関係の成立又は不成立に係るときは、当事者は、請求を拡張して、その法律関係の確認の請求が他の裁判所の専属管轄(当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。)に属するときは、この限りでない。

2 前項の訴訟が係属する裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、前項の確認の請求が同様の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。

3 日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により第一項の確認の請求について管轄権を有し





## 第一節 総則

(証明することを要しない事実)

**第一百七十九条** 裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない。

(証拠の申出)

**第一百八十条** 証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない。

2 証拠の申出は、期日前においてもすることが可能である。

(証拠調べを要しない場合)

**第一百八十二条** 裁判所は、当事者が申し出た証拠で必要でないと認めるものは、取り調べることを要しない。

2 証拠調べについて不定期間の障害があるときは、裁判所は、証拠調べをしないことができる。

(集中証拠調べ)

**第一百八十三条** 証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。

(当事者の不出頭の場合の取扱い)

**第一百八十四条** 外国においてすべき証拠調べは、その国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に嘱託してしなければならない。

2 外国においてした証拠調べは、その国の法律に違反しないときは、その効力を有する。

(裁判所外における証拠調べ)

**第一百八十五条** 裁判所は、相當と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができる。

2 前項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、同じくは、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託する。この場合においては、合議体の構成員に命じて証拠調べをさせることができる。

2 前項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの嘱託をすることができる。

(調査の嘱託)  
**第一百八十六条** 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

(参考人等の審尋)

**第一百八十七条** 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合に限る。

(証拠の提出)

**第一百八十八条** 疎明は、即時に取り調べることができる。

(過料の裁判の執行)

**第一百八十九条** この章の規定による過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることが要しない。

(過料の裁判の執行)

**第一百九十条** 第七編第二章(第五百十一条及び第五百三十一号)第七編第二章(第五百十一条及び第五百三十号)第六項から第八項までを除く。の規定は、過料の裁判の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「者若しくは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と、「裁判」であるのは「裁判」と読み替えるものとする。

(過料の裁判の執行)

**第一百九十二条** 第五百三十二条及び第五百三十三条第六項から第八項までを除く。の規定は、過料の裁判の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「者若しくは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と、「裁判」とあるのは「裁判」と読み替えるものとする。

(過料の裁判の執行)

**第一百九十三条** 証人が正当な理由なく出頭しないときは、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

(勾引)

**第一百九十四条** 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。

2 刑事訴訟法中勾引に関する規定は、前項の勾引について準用する。

(受命裁判官等による証人尋問)

**第一百九十五条** 裁判所は、次に掲げる場合に限り、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。

1 証人が受訴裁判所に出頭する義務がないとき、又は正当な理由により出頭することができないとき。

2 証人が受訴裁判所に出頭するについて不相応な費用又は時間を要するとき。

3 現場において証人を尋問することが事實を発見するため必要であるとき。

4 当事者に異議がないとき。

(証言拒絶権)

**第一百九十六条** 証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けたおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。

2 前項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの嘱託をすることができる。

(公務員の尋問)

**第一百九十七条** 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。

(公務員の尋問)

その院、内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職にあつた者については内閣の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合に限る。

(不出頭に対する過料等)

**第一百九十二条** 証人が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、決定で、これによつて生じた訴訟費用の負担を命じ、かつ、十万円以下の過料に処する。

(不出頭に対する過料等)

**第一百九十三条** 証人が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、決定で、これによつて生じた訴訟費用の負担を命じ、かつ、十万円以下の過料に処する。

(不出頭に対する罰金等)

**第一百九十四条** 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

(勾引)

**第一百九十五条** 裁判所は、次に掲げる場合に限り、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。

1 証人が受訴裁判所に出頭する義務がないとき、又は正当な理由により出頭することができないとき。

2 証人が受訴裁判所に出頭するについて不相応な費用又は時間を要するとき。

3 現場において証人を尋問することが事實を発見するため必要であるとき。

4 当事者に異議がないとき。

(宣誓)

**第二百一条** 証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。

2 十六歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせないことができない。

3 第五百九十六条の規定に該当する証人で証言拒絶の権利行使しないものを尋問する場合には、宣誓をさせないことができない。

4 証人は、自己又は自己と第五百九十六条各号に掲げる関係を有する者に著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができる。

5 第五百九十六条及び第五百九十九条の規定は証人が宣誓を拒む場合について、第五百九十二条及び第五百九十三条の規定は宣誓拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に証人が正当な理由なく宣誓を拒む場合について準用する。

(尋問の順序)

**第二百二条** 証人の尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序です。

2 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができること。

3 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(書類に基づく陳述の禁止)

**第二百三条** 証人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

(付添い)

**第二百三条の二** 裁判長は、証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができる。

2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の陳述中、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

3 当事者が、第一項の規定による裁判長の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(遮へいの措置)

**第二百三条の三** 裁判長は、事案の性質、証人の

の間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができること。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による裁判長の処置について準用する。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

**第二百四条** 裁判所は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人の尋問をすることができる。

1 証人が遠隔の地に居住するとき。

2 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するための在席する場所において陳述するときは、圧迫を受け精神の平穀を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるとき。

(尋問に代わる書面の提出)

**第二百五条** 裁判所は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、証人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。

(受命裁判官等の権限)

**第二百六条** 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百二十二条第三項の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

**第三節 当事者尋問**

(当事者本人の尋問)

**第二百七条** 裁判所は、申立てにより又は職権

で、当事者本人を尋問することができる。この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。

2 証人及び当事者本人の尋問を行うときは、ま

た、その当事者に宣誓をさせることができる。この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。

3 証人の尋問をする。ただし、適当と認めるときには、当事者の意見を聞いて、まず当事者本人の尋問をすることができる。

(不出頭等の効果)

**第二百八条** 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭せぬときは、宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実に処する。

(虚偽の陳述に対する過料)

**第二百九条** 宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合において、虚偽の陳述をした当事者が訴訟の係属中の陳述が虚偽であることを認めたときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

(証人尋問の規定の準用)

**第二百十条** 第百九十五条、第二百一条第二項、第二百二条から第二百四条まで及び第二百六条の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

(法定代理人の尋問)

**第二百十一条** この法律中当事者本人の尋問に関する規定は、訴訟において当事者を代表する法定代理人について準用する。ただし、当事者本人を尋問することを妨げない。

(鑑定人の尋問)

**第二百十二条** 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定をする義務を負う。

2 第百九十六条又は第二百一条第四項の規定により証言又は宣誓を拒むことができる者と同一の地位にある者及び同条第二項に規定する者は、鑑定人となることができない。

(鑑定義務)

**第二百十三条** 鑑定人は、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が指定する。

(忌避)

**第二百十四条** 鑑定人について誠実に鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その鑑定人が鑑定事項について陳述をする前に、これを忌避することができる。鑑定人が陳述をした場合であっても、その後に、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。

2 忌避の申立ては、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官にしなければならない。

3 忌避を理由があるとする決定に対しても、不服を申し立てることができない。

4 忌避を理由がないとする決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(鑑定人の陳述の方式等)

**第二百十五条** 裁判長は、鑑定人に、書面又は口

は、申立てにより又は職権で、鑑定人に更に意見を述べさせることができる。

(鑑定人質問)

**第二百十五条の二** 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合には、鑑定人が意見の陳述をした後に、鑑定人に対し質問をすることができる。

2 前項の質問は、裁判長、その鑑定の申出をしてた当事者、他の当事者の順序である。

3 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。

2 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)

**第二百十五条の三** 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べせる場合には、鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他の相当と認めるときには、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる。

(受命裁判官等の権限)

**第二百十五条の四** 裁判所は、鑑定人に意見を述べせる場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百十五条の二第四項の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

(証人尋問の規定の準用)

**第二百十六条** 第百九十九条の規定は公務員又は公務員であった者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合について、第百九十七条から第百九十九条までの規定は鑑定人が鑑定を拒む場合について、第二百一条第一項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第二百九十二条及び第二百九十三条の規定は鑑定人が正当な理由なく出頭しない場合、鑑定人が宣誓を拒む場合及び鑑定拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に鑑定人が正当な理由なく鑑定を拒む場合について準用する。

2 裁判長は、鑑定人に意見を述べさせることができる。

3 実に関する尋問については、証人尋問に関する規定による。

**第二百十七条** 特別の学識経験により知り得た事実についての意見を述べさせることができる。

(鑑定の嘱託)

**第二百十八条** 裁判所は、必要があると認めるときは、官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは根拠を確認するため必要があると認めるとき

公署又は相当の設備を有する法人に鑑定を嘱託することができる。この場合においては、宣誓に関する規定を除き、この節の規定を準用する。
<b>第五節 書証</b>
(書証の申出)
<b>第二百十九条</b> 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者は、その提出を命ずることを申し立ててしなければならない。(文書提出義務)
<b>第二百二十条</b> 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。
一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
二 举証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
三 文書が举証者の利益のために作成され、又は举証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
イ 文書の所持者又は文書の所持者と第百九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
ハ 第百九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書(国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く)。
ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書
(文書提出命令の申立て)
<b>第二百二十二条</b> 文書提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

2 前項の場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、官庁、公署又は法人の指定した者に鑑定書の説明をさせることができる。
<b>第二百二十二条</b> 文書提出命令の申立てをする場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時においては、これらに代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りる。この場合においては、裁判所に対し、文書の所持者に当該文書についての同項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならない。
2 前項の規定による申出があつたときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、文書の所持者に対し、同項後段の事項を明らかにすることをができる。
(文書提出命令等)
<b>第二百二十三条</b> 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認められる部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。
2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。
3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあった場合には、その申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当該文書が同号口に掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁(衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院内閣総理大臣その他の國務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この

2 条において同じ。)の意見を聽かなければならぬ。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べるべきときは、その理由を示さなければならぬ。
<b>第二百二十五条</b> 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。
2 前項の決定に対する抗告をすることができる。
(文書送付の嘱託)
<b>第二百二十六条</b> 書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の原本又は謄本の交付を求める場合では、この限りでない。
2 前項の決定に対する抗告をすることができる。

3 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすることがあります。当該文書により證明すべき事實を他の証記を相手方に命ずることができる。
<b>第二百二十四条</b> 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。
3 対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。



## (判決書等の送達)

**第二百五十五条** 判決書又は前条第二項の調書は、当事者に送達しなければならない。

2 前項に規定する送達は、判決書の正本又は前条第二項の調書の謄本によつてする。

**第二百五十六条** 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、その言渡し後一週間以内に限り、変更の判決をすることができる。

2 变更の判決は、裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、その言渡し後一週間以内に限り、変更の判決をすることができる。

3 2 变更の判決は、口頭弁論を経ないでする。

3 前項の判決の言渡期日の呼出しにおいては、公示送達による場合を除き、送達をすべき場所において呼出状を発した時に、送達があつたものとみなす。

(更正決定)

**第二百五十七条** 判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定に対しては、即時抗告をすることはできる。ただし、判決に対し適法な控訴があつたときは、この限りでない。

(裁判の脱漏)

**第二百五十八条** 裁判所が請求の一部について裁判を脱漏したときは、訴訟は、その請求の部分については、なおその裁判所に係属する。

2 訴訟費用の負担の裁判を脱漏したときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟費用の負担について、決定で、裁判をする。この場合においては、第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。

3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 第二項の規定による訴訟費用の負担の裁判は、本案判決に對し適法な控訴があつたときは、その効力を失う。この場合においては、控訴裁判所は、訴訟の総費用について、その負担の裁判をする。

(仮執行の宣言)

**第二百五十九条** 財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができる。

2 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求に関する判決については、裁判所は、職権で、担保を立てないで仮執行を立てる。

3 第二項本文の場合において、訴えの取下げが相当と認めるときは、仮執行を立てる。

4 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他の相当と認める

ことを宣言しなければならない。ただし、裁判所

が口頭弁論等の期日において口頭でされたとき

が相当と認めることはできる。

5 同様とする。

6 第二項の申立てについて裁判をしなかったときも、同様とする。

7 第二項の規定は、第一項から第三項までの担保について準用する。

**第二百六十条** 仮執行の宣言は、その宣言又は本案判決を変更する判決の言渡しにより、変更の限度においてその効力を失う。

2 本案判決を変更する場合には、裁判所は、被告の申立てにより、その判決において、仮執行の宣言に基づき被告が給付したもののが返却及び仮執行により又はこれを免れるために被告が受けた損害の賠償を原告に命じなければならない。

3 仮執行の宣言のみを変更したときは、後に本案判決を変更する判決について、前項の規定を適用する。

**第六章** 裁判によらない訴訟の完結  
(訴えの取下げ)

**第二百六十二条** 訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後についは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

3 ただし、本訴の取下げがあつた場合における反訴の取下げについては、この限りでない。

(仮執行の宣言)

**第二百五十九条** 財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができる。

の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）においては、口頭ですることを妨げない。

2 第二項本文の場合において、訴えの取下げが週間に内に相手方が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げがあつた日から二週間に内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

3 第二項の申立ては、書面でしなければならない。

4 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他の相当と認める方法による告知によってする。

5 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

6 第二項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

(請求の放棄又は認諾)

**第二百六十六条** 請求の放棄又は認諾は、口頭弁論等の期日においてする。

2 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論等の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。

3 第二項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

(請求の放棄又は認諾)

**第二百六十七条** 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

(和解調書等の効力)

**第七章** 大規模訴訟等に関する特則

**第二百六十八条** 裁判所は、大規模訴訟（当事者が著しく多数で、かつ、尋問すべき証人又は当事人本人が著しく多数である訴訟をいう。）に係る事件について、当事者に異議がないときは、受命裁判官に裁判所内で証人又は当事者本人の尋問をさせることができる。

2 前項の場合には、当事者は、合議体の構成

(和解条項案の書面による受諾)

**第二百六十四条** 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者

があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

(裁判所等が定める和解条項)

**第二百六十五条** 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあると

きは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

2 前項の申立ては、書面でしなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。

3 第二項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他の相当と認める

方法による告知によつてする。

4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

5 第二項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

(特許権等に関する訴えに係る事件における合議体の構成)

**第二百六十九条** 地方裁判所においては、前項に規定する事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

2 前項の場合には、当事者は、同時に三人以上の合議体に加わり、又は裁判長となることができる。

3 特許権等に関する訴えに係る事件における合議体の構成

**第二百六十九条の二** 第六条第一項各号に定める

裁判所においては、特許権等に関する訴えに係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理

及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。ただし、第二百二十九条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る事件については、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

## 第八章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

### (手続の特色)

第二百七十七条 簡易裁判所においては、簡易な手続きにより迅速に紛争を解決するものとする。

(口頭による訴えの提起)

第二百七十二条 訴えは、口頭で提起することができる。

(訴えの提起において明らかにすべき事項)

第二百七十三条 訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。

(任意の出頭による訴えの提起等)

第二百七十四条 当事者双方は、任意に裁判所に出頭し、訴訟について口頭弁論をすることができる。この場合においては、訴えの提起は、口頭の陳述によつてする。

(反訴の提起に基づく移送)

第二百七十五条 被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、簡易裁判所は、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。この場合においては、第二十二条の規定を準用する。

2 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(訴え提起前の和解)

第二百七十六条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

2 前項の和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ぜる。この場合においては、和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものとみなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とする。

3 申立人又は相手方が第一項の和解の期日に出頭しないときは、裁判所は、和解が調わないもののみなすことができる。

4 第一項の和解については、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定は、適用しない。

### (和解に代わる決定)

第二百七十五条の二 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聽いて、第三項の期間の経過時から五年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

2 前項の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。

3 第一項の決定に対しては、当事者は、その決定を受けた日から二週間の不变期間内に、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。

4 前項の期間内に異議の申立てがあつたときは、第一項の決定は、その効力を失う。

5 第三項の期間内に異議の申立てがないときは、第一項の決定は、その効力を失う。

(判決書の記載事項)

第二百八十条 判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

2 前項の規定により選任される者の資格、員数と他の同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

3 司法委員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

4 前項の規定により選任される者の資格、員数と他の同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

5 司法委員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(準備書面の省略等)

第二百八十二条 口頭弁論は、書面で準備することを要しない。

2 相手方が準備をしなければ陳述をすることができないと認めるべき事項は、前項の規定にかかるわらず、書面で準備し、又は口頭弁論前直接に相手方に通知しなければならない。

3 前項に規定する事項は、相手方が在廷してい

て控訴をしない旨の合意をしたときは、この限りでない。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(訴訟費用の負担の裁判に対する控訴の制限)

第二百八十三条 控訴費用の負担の裁判に対しても控訴を受ける。ただし、不服を申し立てる

は出頭したが本案の弁論をしない場合について準用する。

### (尋問等に代わる書面の提出)

第二百七十八条 裁判所は、相当と認めるときは、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代え、書面の提出をさせることができる。

### (司法委員)

第二百七十九条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。

3 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者の中から、事件ごとに裁判所が指定する。

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。

3 司法委員は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上

とする。

3 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者の中から、事件ごとに裁判所が指定する。

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。

3 司法委員は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。

3 司法委員は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

(判決書の記載事項)

第二百八十二条 判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

2 前項の規定により選任される者の資格、員数と他の同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

3 司法委員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(準備書面の省略等)

第二百八十二条 口頭弁論は、書面で準備することを要しない。

2 相手方が準備をしなければ陳述をすることができないと認めるべき事項は、前項の規定にかかるわらず、書面で準備し、又は口頭弁論前直接に相手方に通知しなければならない。

3 前項に規定する事項は、相手方が在廷してい

て控訴をしない旨の合意をしたときは、この限りでない。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(控訴状の送達)

第二百八十九条 控訴状は、被控訴人に送達しなければならない。

2 第百三十七条の規定は、控訴状の送達をすることができない場合(控訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

(口頭弁論を経ない控訴の却下)

第二百九十条 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。

(呼出費用の予納がない場合の控訴の却下)

第二百九十二条 控訴裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて控訴人に命じた場合において、その予納がないときは、決定で、控訴を却下することがで

(控訴期間)

第二百八十五条 控訴は、判決書又は第二百五十四条第二項の調書の送達を受けた日から二週間に不変期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。

### (控訴提起の方式)

第二百八十六条 控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出してしなければならない。

2 控訴状には、次に掲げる事項を記載しなけれ

ばならない。

1 当事者及び法定代理人

2 第一审裁判の表示及びその判決に対して控訴をする旨

3 第一审裁判所による控訴の却下

2 控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかなときは、第一審裁判所は、決定で、控訴を却下しなければならない。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(裁判長の控訴状審査権)

第二百八十八条 第百三十七条の規定は、控訴状が第二百八十六条第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い控訴の提起の手数料を納付しない場合について準用する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(控訴状の送達)

第二百八十九条 控訴状は、被控訴人に送達しなければならない。

2 第百三十七条の規定は、控訴状の送達をすることができない場合(控訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

(口頭弁論を経ない控訴の却下)

第二百九十条 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、控訴を却下することができる。

(呼出費用の予納がない場合の控訴の却下)

第二百九十二条 控訴裁判所は、民事訴訟費用等

に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて控訴人に命じた場合において、その予納がないときは、決定で、控訴を却下することがで

- 2 前項の決定に対しては、即時抗告することができる。

(控訴の取下げ)

**第二百九十三条** 控訴は、控訴審の終局判決があるまで、取り下げることができる。

2 第二百六十二条第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、控訴の取下げについて準用する。

(附帶控訴)

**第二百九十三条** 被控訴人は、控訴権が消滅した後であっても、口頭弁論の終結に至るまで、附帯控訴をすることができます。

2 附帯控訴は、控訴の取下げがあつたとき、又は不適法として控訴の却下があつたときは、その効力を失う。ただし、控訴の要件を備えるものは、独立した控訴とみなす。

3 附帯控訴については、控訴に関する規定によること。ただし、附帯控訴の提起は、附帯控訴状を控訴裁判所に提出してできる。

(第一審判決についての仮執行の宣言)

**第二百九十四条** 控訴裁判所は、第一審判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てにより、決定で、仮執行の宣言をすることができる。

(口頭弁論の範囲等)

**第二百九十六条** 口頭弁論は、当事者が第一審判決の変更を求める限度においてのみ、これをする。

2 当事者は、第一審における口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

(第一審の訴訟手続の規定の準用)

**第二百九十七条** 前編第一章から第七章までの規定は、特別の定めがある場合を除き、控訴審の訴訟手続について準用する。ただし、第二百六十九条の規定は、この限りでない。

(第一審の訴訟行為の効力等)

**第二百九十八条** 第一審においてした訴訟行為は、控訴審においてもその効力を有する。

2 第百六十七条の規定は、第一審において準備的口頭弁論を終了し、又は弁論準備手続を終結した事件につき控訴審で攻撃又は防衛の方法を提出した当事者について、第百七十八条の規定

は、第一審において書面による準備手続を終結した事件につき同条の陳述又は確認がされた場合において控訴審で攻撃又は防御の方法を提出する旨を述べた。

- は、第一審において書面による準備手続を終結した事件につき同条の陳述又は確認がされた場合において控訴審で攻撃又は防御の方法を提出した当事者について準用する。

**(第一審の管轄違の主張の制限)**

**第二百九十九条** 控訴審においては、当事者は、第一審裁判所が管轄権を有しないことを主張することができない。ただし、専属管轄(当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。)については、この限りでない。

2 前項の第一審裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。

(反訴の提起等)

**第三百条** 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することができる。

2 相手方が異議を述べないで反訴の本案について弁論をしたときは、反訴の提起に同意したものとみなす。

3 前二項の規定は、選定者に係る請求の追加について準用する。

(攻撃防衛方法の提出等の期間)

**第三百一条** 裁判長は、当事者の意見を聴いて、攻撃若しくは防衛の方法の提出、請求若しくは請求の原因の変更、反訴の提起又は選定者に係る請求の追加をすべき期間を定めることができ。る。

2 前項の規定により定められた期間の経過後に同項に規定する訴訟行為をする当事者は、裁判所に対し、その期間内にこれをすることはできなかつた理由を説明しなければならない。

(控訴棄却)

**第三百二条** 控訴裁判所は、第一審判決を相当とするときは、控訴を棄却しなければならない。

2 第一审判決がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、控訴を棄却しなければならない。

(控訴権の濫用に対する制裁)

**第三百三条** 控訴裁判所は、前条第一項の規定により控訴を棄却する場合において、控訴人が訴訟の完結を遅延させることのみを目的として控訴を提起したものと認めるときは、控訴人に対し、控訴の提起の手数料として納付すべき金額の十倍以下の金銭の納付を命ずることができ。

2 前項の規定による裁判は、判決の主文に掲げなければならない。

前項の規定による裁判は、判決の全文に掲げなければならない。

第一項の規定による裁判は、本審判決を変更する判決の言渡しにより、その効力を失う。

上告裁判所は、上告を棄却する場合においても、第一項の規定による裁判を変更することはできる。

五百八十九条の規定は、第一項の規定による裁判について準用する。  
(第一審判決の取消し及び変更の範囲)

第三百四条 第一審判決の取消し及び変更是、不服申立ての限度においてのみ、これをすることができる。

(第一審判決が不当な場合の取消し)

第三百五条 控訴裁判所は、第一審判決を不当とするときは、これを取り消さなければならぬ。い。

(第一審の判決が違法な場合の取消し)

第三百六条 第一審の判決の手続が法律に違反したときは、控訴裁判所は、第一審判決を取り消さなければならない。

(事件の差戻し)

第三百七条 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。

第三百八条 前条本文に規定する場合のほか、控訴裁判所が第一審判決を取り消す場合において、事件につき更に弁論をする必要があるときは、これを第一審裁判所に差し戻すことができる。

(第一審の管轄違いを理由とする移送)

第三百九条 控訴裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として事件を差し戻したときは、その訴訟手続は、これによつて取り消されたものとみなす。

2 第一审裁判所における訴訟手続が法律に違反したことを利用として事件を差し戻したときは、その訴訟手続は、これによつて取り消されることは、判決で、事件を管轄裁判所に移送しなければならない。

(控訴審の判決における仮執行の宣言)

- (特許権等に関する訴えに係る控訴事件における合議体の構成)  
**第三百十一条の二** 第六条第一項各号に定める裁判所が第一審として特許権等に関する訴えについての終局判断に對する控訴が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る訴えについての終局判断に對する控訴に係る事件については、この限りでない。

**第二章 上告**

(上告裁判所)

**第三百十二条** 上告は、高等裁判所が第二審又は第一審としてした終局判断に對しては最高裁判所に、地方裁判所が第二審としてした終局判断に對しては高等裁判所にすることができる。

2 第二百八十一條第一項ただし書の場合には、地方裁判所の判断に對しては最高裁判所に、簡易裁判所の判断に對しては高等裁判所に、直ちに上告をすることができる。

(上告の理由)

**第三百十二条** 上告は、判断に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。

2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができる。ただし、第四号に掲げる事由については、第三十四条第二項(第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による追認があったときは、この限りでない。

一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二 法律により判決に關与することができない裁判官が判決に關与したこと。

二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に關する規定に違反したこと。

三 専屬管轄に関する規定に違反したこと(第六条第一項各号に定める裁判所が第一審の終局判断をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専屬管轄に屬するときを除く。)。





## (証拠調べの制限)

**第三百五十二条** 手形訴訟においては、証拠調べは、書証に限りすることができる。

2 文書の提出の命令又は送付の嘱託は、することができない。対照の用に供すべき筆跡又は印象を備える物件の提出の命令又は送付の嘱託についても、同様とする。

3 文書の成立の真否又は手形の提示に関する事実については、申立てにより、当事者本人を尋ねることができる。

4 証拠調べの嘱託は、することができない。第百八十六条の規定による調査の嘱託についても、同様とする。

5 前各項の規定は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しない。

## (通常の手続への移行)

**第三百五十三条** 原告は、口頭弁論の終結に至るまで、被告の承諾を要しないで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。

2 訴訟は、前項の申述があつた時に、通常の手続に移行する。

3 前項の場合には、裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移行した旨を記載した書面を被告に送付しなければならない。ただし、第一項の申述が被告の出頭した期日において口頭でされたものであるときは、その送付をすることを要しない。

4 第二項の場合には、手形訴訟のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

## (口頭弁論の終結)

**第三百五十四条** 裁判所は、被告が口頭弁論において原告が主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合には、前条第三項の規定による書面の送付前であつても、口頭弁論を終結することができる。

(口頭弁論を経ない訴えの却下)

**第三百五十五条** 請求の全部又は一部が手形訴訟による審理及び裁判をすることができないものであるときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判断で、訴えの全部又は一部を却下することができる。

2 前項の場合において、原告が判決書の送達を受けた日から二週間以内に同項の請求について通常の手続により訴え提起したときは、第百四十七条の規定の適用については、その訴え

提起は、前の訴えの提起の時にしたものとみなす。

## (異議後の判決における訴訟費用)

## 第三百六十三条 異議を却下し、又は手形訴訟に

おいて訴訟費用の負担の裁判を認可する場合には、裁判所は、異議の申立てがあった後訴訟費用の負担について裁判をしなければならない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

4 异議申立権の放棄

2 异議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

## (口頭弁論を経ない異議の却下)

3 异議が不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判决で、異議を却下することができる。

## (異議の取下げ)

2 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

## (異議の取下げ)

3 第三百六十一条 異議は、通常の手続による第一審の終局判決があるまで、取り下げができる。

## (異議の取下げ)

2 异議の取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

## (異議の取下げ)

3 第三百六十二条 第三百六十三条から第五項まで、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、異議の取下げについて準用する。

## (異議後の手続)

2 异議の取下げは、通常の手続による第一審の終局判決があるまで、取り下げができる。

## (異議の取下げ)

3 第三百六十三条 第三百九十五条又は第三百九十八条第一項(第四百二条第二項において準用する場合を含む)の規定により提起があつたものとみなされる訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、支払督促の申立ての際にしなければならない。

## (督促手続から手形訴訟への移行)

2 异議の取下げは、通常の手続による第一審の終局判決があるまで、取り下げができる。

## (異議後の手続)

2 异議の取下げは、通常の手続による第一審の終局判決があるまで、取り下げができる。

## (小切手訴訟)

2 小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求を目的とする訴えについては、小切手訴訟による審理及び裁判を求めることができる。

## (異議後の手続)

2 前項の規定により手形訴訟の判決を認可する

規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

## (反訴の禁止)

2 少額訴訟による審理及び裁判を認可する旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

## (一期日審理の原則)

2 当事者は、前項の期日前又はその期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。ただし、口頭弁論が続行されたときは、この限りでない。

## (証拠調べの制限)

2 少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期日ににおいて、審理を完了しなければならない。

## (証人等の尋問)

2 証人は、当事者本人の尋問は、裁判官が相当と認める順序でする。

## (裁判所の尋問)

2 証人の尋問は、宣誓をさせない

## (証人等の尋問)

2 証人は、当事者本人の尋問は、裁判官が相当と認める順序でする。

## (裁判所の尋問)

2 証人は、宣誓をさせない

## (証人等の尋問)

2 証人は、宣誓をさせない

## (裁判所の尋問)

2 証人は、宣誓をさせない

## (裁判所の尋問)

2 証人は、宣誓をさせない

## (裁判所の尋問)

2 証人は、宣誓をさせない

## (通常の手続への移行)

2 証人は、宣誓をさせない

## (通常の手続への移行)

2 証人は、宣誓をさせない

## (通常の手続への移行)

2 証人は、宣誓をさせない

規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

## (少額訴訟による審理及び裁判を認可する旨の申述)

2 少額訴訟による審理及び裁判を認可する旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

## (手形訴訟の要件等)

2 少額訴訟による審理及び裁判を認可する旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

## (簡易裁判所における審理及び裁判を認可する旨の申述)

2 少額訴訟による審理及び裁判を認可する旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

## (手形訴訟による審理及び裁判を認可する旨の申述)



(期間の超過による支払督促の失効)

**第三百九十二条** 債権者が仮執行の宣言の申立てをすることができる時から三十日以内にその申立てをしないときは、支払督促は、その効力を失う。

(仮執行の宣言後の督促異議)

**第三百九十三条** 仮執行の宣言を付した支払督促の送達を受けた日から二週間の不变期間を経過したときは、債務者は、その支払督促に対し、督促異議の申立てをすることができない。

(督促異議の却下)

**第三百九十四条** 簡易裁判所は、督促異議を不適法であると認めるときは、督促異議に係る請求が地方裁判所の管轄に属する場合においても、決定で、その督促異議を却下しなければならない。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

**第三百九十五条** 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

**第三百九十六条** 仮執行の宣言を付した支払督促に対し督促異議の申立てがないとき、又は督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、支払督促は、確定判決と同一の効力を有する。

## 第二章 電子情報処理組織による督促手続

(電子情報処理組織による支払督促の申立て)

**第三百九十七条** 電子情報処理組織を用いて督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所(以下この章において「指定簡易裁判所」という)の裁判所書記官に対しても、支払督促は、第三百八十三条の規定による場合のほか、同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いて支払督促の申立てをすることができる。

**第三百九十八条** 第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支

払督促の申立てに係る督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあつたときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、当該支払督促の申立ての時に、第三百八十三条に規定する簡易裁判所で支払督促を発した裁判所書記官の所属するもの若しくは前条の別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所に訴えが第三百八十三条第一項に規定する簡易裁判所に第三百八十三条第一項に規定する簡易裁判所に提起があつたものとみなす。

前項の場合において、同項に規定する簡易裁判所又は地方裁判所が二以上あるときは、督促異議に係る請求については、これらの裁判所中又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えがその所在地を管轄する地方裁判所がある場合にはその裁判所に、その裁判所がない場合には第三百九十五条の規定により、第一項に規定する簡易裁判所又は地方裁判所のうち、第一の簡易裁判所又は地方裁判所を指定したときは、その裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分の告知)

**第三百九十九条** 第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立て等に係る部分には、前条第一項の規定により電子情報処理組織を用いてされた申立て等に係る部分又は前条第一項の規定により電子情報の作成等がされた部分(以下この条において「電子情報の記録部分」と総称する)について、第九十一条第一項又は第三項の規定による訴訟記録の閲覧等の請求があつたときは、指定簡易裁判所の裁判所書記官は、当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電子情報の記録部分の内容を書面に出力した上、当該訴訟記録の閲覧等を当該書面をもつてするものとする。電子情報の記録の作成等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

**第四百十条** 第三百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支

払督促の申立てに係る督促手続に関する指定簡易裁判所の裁判所書記官の処分の告知のうち、

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百一条** 督促手続に係る訴訟記録のうち、第

百三十二条の十第一項本文の規定により電子情

報の記録部分が書面等に代えて、最高裁判所規則で定める簡易裁判所の裁判所書記官が書面等の作成等に代えて、最高裁判所規則で定め

るところにより、当該書面等に係る電子情報の作成等をることができる。

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百二条** 第三百三十二条の十第一項本文の規

定により電子情報処理組織を用いてされた支

払督促の申立てに係る督促手続に関する指定簡

易裁判所の裁判所書記官の処分の告知のうち、

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百三条** 次に掲げる場合には、裁判所は、申

立てにより、決定で、担保を立てさせて、若し

くは立てさせないで強制執行の一時の停止を命

じ、又はこれとともに、担保を立てて強制執行

の開始若しくは続行をすべき旨を命じ、若しく

は担保を立てさせて既にした執行処分の取消し

を命ずることができる。ただし、強制執行の開

始又は続行をすべき旨の命令は、第三号から第六号までに掲げる場合に限り、することができる。

(執行停止の裁判)

**第四百三条** 次に掲げる場合には、裁判所は、申

立てにより、決定で、担保を立てさせて、若し

くは立てさせないで強制執行の一時の停止を命

じ、又はこれとともに、担保を立てて強制執行

の開始若しくは続行をすべき旨を命じ、若しく

は担保を立てさせて既にした執行処分の取消し

を命ずることができる。ただし、強制執行の開

始又は続行をすべき旨の命令は、第三号から第六号までに掲げる場合に限り、することができる。

(執行停止の裁判)

**第四百四条** 第三百三十二条の十第一項までの規

定は、前項の規定により指定簡易裁判所の裁判

所書記官がする処分の告知について準用する。

前項において準用する第三百三十二条の十第一項の規定により電子情報処理組織による督促手続に関する督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあつたときは、第三百九十九条の規定により訴えの提起があつたものとみなされる裁判所は、電子情報の記録部分の内容を書面に出力した上、当該訴訟記録の閲覧等を当該書面をもつてするものとする。

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百五条** 第三百三十二条の十第一項の規定

により電子情報処理組織による督促手続における所

書記官による督促手続における所

書面による支払督促の申立て

の方式の書面による支払督促の申立て

の規定により電子情報処理組織(裁判所の使用に

係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう)を用いて

督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規

則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対し

は、第三百八十三条の規定による場合のほか、

同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規

則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁

判所規則で定める方式に適合する方式により記

入された書面をもつて支払督促の申立てをする

ことができる。

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百六条** 指定簡易裁判所の裁判所書記官は、第

百三十二条の十第一項本文の規定により電子情

報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに

係る督促手続に関する所

書記官による督促手続における所

書面による支払督促の申立て

の方式の書面による支払督促の申立て

の規定により電子情報処理組織(裁判所の使用に

係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう)を用いて

督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規

則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対し

は、第三百八十三条の規定による場合のほか、

同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規

則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁

判所規則で定める方式に適合する方式により記

入された書面をもつて支払督促の申立てをする

ことができる。

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百七条** 第三百三十二条の十第一項の規定

により電子情報処理組織による督促手続における所

書記官による督促手続における所

書面による支払督促の申立て

の方式の書面による支払督促の申立て

の規定により電子情報処理組織(裁判所の使用に

係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう)を用いて

督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規

則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対し

は、第三百八十三条の規定による場合のほか、

同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規

則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁

判所規則で定める方式に適合する方式により記

入された書面をもつて支払督促の申立てをする

ことができる。

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百八条** 第三百三十二条の十第一項の規定

により電子情報処理組織による督促手続における所

書記官による督促手続における所

書面による支払督促の申立て

の方式の書面による支払督促の申立て

の規定により電子情報処理組織(裁判所の使用に

係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう)を用いて

督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規

則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対し

は、第三百八十三条の規定による場合のほか、

同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規

則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁

判所規則で定める方式に適合する方式により記

入された書面をもつて支払督促の申立てをする

ことができる。

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百九条** 第三百三十二条の十第一項の規定

により電子情報処理組織による督促手続における所

書記官による督促手續における所

書面による支払督促の申立て

の方式の書面による支払督促の申立て

の規定により電子情報処理組織(裁判所の使用に

係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう)を用いて

督促手續を取り扱う裁判所として最高裁判所規

則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対し

は、第三百八十三条の規定による場合のほか、

同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規

則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁

判所規則で定める方式に適合する方式により記

入された書面をもつて支払督促の申立てをする

ことができる。

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百十条** 第三百三十二条の十第一項の規定

により電子情報処理組織による督促手續における所

書記官による督促手續における所

書面による支払督促の申立て

の方式の書面による支払督促の申立て

の規定により電子情報処理組織(裁判所の使用に

係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう)を用いて

督促手續を取り扱う裁判所として最高裁判所規

則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対し

は、第三百八十三条の規定による場合のほか、

同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規

則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁

判所規則で定める方式に適合する方式により記

入された書面をもつて支払督促の申立てをする

ことができる。

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百十一条** 第三百三十二条の十第一項の規定

により電子情報処理組織による督促手續における所

書記官による督促手續における所

書面による支払督促の申立て

の方式の書面による支払督促の申立て

の規定により電子情報処理組織(裁判所の使用に

係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう)を用いて

督促手續を取り扱う裁判所として最高裁判所規

則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対し

は、第三百八十三条の規定による場合のほか、

同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規

則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁

判所規則で定める方式に適合する方式により記

入された書面をもつて支払督促の申立てをする

ことができる。

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百十二条** 第三百三十二条の十第一項の規定

により電子情報処理組織による督促手續における所

書記官による督促手續における所

書面による支払督促の申立て

の方式の書面による支払督促の申立て

の規定により電子情報処理組織(裁判所の使用に

係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう)を用いて

督促手續を取り扱う裁判所として最高裁判所規

則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対し

は、第三百八十三条の規定による場合のほか、

同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規

則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁

判所規則で定める方式に適合する方式により記

入された書面をもつて支払督促の申立てをする

ことができる。

(電子情報の記録による取扱い)

**第四百十三条** 第三百三十二条の十第一項の規定

により電子情報処理組織による督促手續における所

書記官による督促手續における所

書面による支払督促の申立て

の方式の書面による支払督促の申立て

の規定により電子情報処理組織(裁判所の使用に

係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう)を用いて

督促手續を取り扱う裁判所として最高裁判所規

則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対し

は、第三百八十三条の規定による場合のほか、

同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規

則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁

判

場合において、原判決又は支払督促の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき。五 仮執行の宣言を付した手形訴訟若しくは切手訴訟の判決に対する異議の申立て又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決に対する異議の申立てがあつた場合において、原判決の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき。

六 第百七十七条第一項の訴えの提起があつた場合において、変更のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事實上の点につき疎明があつたとき。

七 第三百二十七条第一項の上告の提起、仮執行の宣言を付した判決に対する上告の提起若しくは上告受理の申立て又は仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起があつた場合において、訴訟記録が原裁判所に存するときは、その裁判所が、前条第一項に規定する申立てについての裁判をする。

八 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てがあつた場合について準用する。

(担保の提供)

第四百五十六条 この編の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

九 第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条の規定は、前項の担保について準用する。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律(以下「新法」という。)は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置の原則)

第三条 新法の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の民事訴訟法(以下「旧法」という。)の規定により生じた効力を妨げない。

場合において、原判決又は支払督促の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき。

五 仮執行の宣言を付した手形訴訟若しくは切手訴訟の判決に対する異議の申立て又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決に対する異議の申立てがあつた場合において、原判決の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があつたとき。

六 第百七十七条第一項の訴えの提起があつた場合において、変更のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事實上の点につき疎明があつたとき。

七 第三百二十七条第一項の上告の提起、仮執行の宣言を付した判決に対する上告の提起若しくは上告受理の申立て又は仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起があつた場合において、訴訟記録が原裁判所に存するときは、その裁判所が、前条第一項に規定する申立てについての裁判をする。

八 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てがあつた場合について準用する。

(担保の提供)

第四百五十六条 この編の規定により担保を立てる場合には、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

九 第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条の規定は、前項の担保について準用する。

(管轄等に関する経過措置)

第四条 新法の施行の際現に係属している訴訟の管轄及び移送に関しては、管轄裁判所を定める合意及び送達に関する事項並びに附則第二十一

条に定める事項を除き、なお従前の例による。

二 新法の施行前にした管轄裁判所を定める合意に関しては、新法第十六条第二項ただし書(新法に

一項ただし書(新法において準用する場合を含む。)及び第二百四十九条ただし書の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(訴訟費用に関する経過措置)

第五条 新法の施行前にした申立てに係る訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める手続に関する規定にかかるわらず、なお従前の例による。

二 新法の施行前に当事者が供託した金銭又は有価証券についての相手方の権利については、新法第七十七条(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(期日の呼出しに関する経過措置)

第六条 新法第九十四条第二項ただし書の規定は、新法の施行前に旧法第五十四条第一項に定める方法以外の相当と認める方法による期日の呼出しをした場合には、適用しない。

(送達に関する経過措置)

第七条 新法の施行前に裁判所書記官が書類の送達のために郵便を差し出し、又は執行官にその送達の事務を取り扱わせることとした場合には、当該送達については、なお従前の例による。

(送達に関する経過措置)

第八条 新法第一百四十三条第三項の規定は、新法の施行後最初にする送達については、適用しない。

二 新法の施行前に付された準備手続においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手続に関する経過措置)

第九条 新法の施行前に当事者又は法定代理人に保証金を供託させ、又はその主張の真実であることを宣誓させた場合における疎明の代用については、附則第二十二条に定める事項を除き、なお従前の例による。

(当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果に関する経過措置)

第十条 新法第二百二十四条第三項(新法において準用する場合を含む。)の規定は、当事者が、新法の施行前にした申立てに係る公示送達については、新法第一百十条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(訴えに関する経過措置)

第十二条 新法の施行前に提出された準備書面に記載した事実についての相手方が在廷していない口頭弁論における主張については、新法第一百六十一条第三項(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(準備書面に関する経過措置)

第十三条 新法の施行前に付された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手続に関する経過措置)

第十四条 新法の施行前に当事者又は法定代理人に保証金を供託させ、又はその主張の真実であることを宣誓させた場合における疎明の代用については、附則第二十二条に定める事項を除き、なお従前の例による。

(当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果に関する経過措置)

第十五条 新法第二百二十四条第三項(新法において準用する場合を含む。)の規定は、当事者が、新法第一百十三条の規定は、新法の施行前に掲示を始めた公示送達については、適用しない。

二 新法の施行前に付された準備手続においては、期日に提出された準備手続においては、新法第一百六十三条後段(新法において準用する場合を含む。)の規定は、新法の施行前の期間については、新法第二百六十三条前段(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(訴えの取下げ等の擬制に関する経過措置)

第十六条 新法第一百四十二条の規定は、当事者が、新法の施行前にした文書(新法第二百三十三条に規定する物件を含む。以下この条において同じ。)の提出の命令又は検証の目的の提示の命令に従わない場合及び提出又は提示の義務がある文書又は検証の目的を新法の施行前に使用することができないようとした場合には、適用しない。

(損害額の認定に関する経過措置)

第十七条 新法第一百四十二条の規定は、新法の施行前に期日の呼出しに必要な費用の予納を命じた場合には、適用しない。

(新法第一百四十二条の規定は、新法の施行前に第一審裁判所における口頭弁論が終結した事件については、適用しない。)

(訴えに関する経過措置)

二 新法第百四十六条第一項ただし書(新法において準用する場合を含む。)の規定は、管轄裁判所を定める合意に係属する事項を除き、新法の施行前に提出された本訴に係る反訴の提起については、適用しない。

(当事者を異なる事件の併合に関する経過措置)

第十八条 新法の施行前の口頭弁論の期日に当事者双方が出頭せず、又は弁論をしないで退廷した場合には、訴え、控訴若しくは上告の取下げ又は手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の取下げがあつたものとみなすための期間については、新法第二百六十三条前段(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(訴えの取下げ等の擬制に関する経過措置)

第十九条 新法の施行前に言渡しがあつた第一審の判決に対する控訴の提起の方式については、新法第二百八十六条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

に、第二審又は第一審である高等裁判所における口頭弁論が終結した事件、第二審である地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としての判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

(訴えの取下げ等に付き相手方の同意を擬制するための期間に関する経過措置)

第十二条 新法第五十二条第二項(新法において準用する場合を含む。)の規定は、新法の施行前に口頭弁論の併合が命じられた事件については、適用しない。

(攻撃防御方法の提出時期に関する経過措置)

第十三条 新法の施行の際現に係属している訴訟における攻撃又は防御の方法の提出時期については、新法第五十六条(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(準備書面に関する経過措置)

第十四条 新法第五十二条第二項(新法において準用する場合を含む。)の規定は、新法の施行前に提出された準備書面においては、新法第二百六十一条第五項(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(準備書面に関する経過措置)

第十五条 新法第五十二条第二項(新法において準用する場合を含む。)の規定は、新法の施行前に提出された準備書面においては、新法第二百六十一条第五項(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(準備書面に関する経過措置)

第十六条 新法第五十二条第二項(新法において準用する場合を含む。)の規定は、新法の施行前に提出された準備書面においては、新法第二百六十一条第五項(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(準備書面に関する経過措置)

第十七条 次に掲げる場合には、訴えの取下げ又は手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の取下げ(以下この条において「訴えの取下げ等」という。)に相手方が同意したものとみなすための期間については、新法第二百六十一条第五項(新法において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(訴えの取下げ等に付き相手方の同意を擬制するための期間に関する経過措置)

第十八条 新法の施行前に提出された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手続に関する経過措置)

第十九条 新法の施行前に提出された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手續に関する経過措置)

第二十条 新法の施行前に提出された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手續に関する経過措置)

第二十一条 新法の施行前に提出された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手續に関する経過措置)

第二十二条 新法の施行前に提出された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手續に関する経過措置)

第二十三条 新法の施行前に提出された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手續に関する経過措置)

第二十四条 新法の施行前に提出された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手續に関する経過措置)

第二十五条 新法の施行前に提出された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手續に関する経過措置)

第二十六条 新法の施行前に提出された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手續に関する経過措置)

第二十七条 新法の施行前に提出された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手續に関する経過措置)

第二十八条 新法の施行前に提出された準備書面においては、期日の呼出し及び送達に関する事項を除き、なお従前の例による。

(準備手續に関する経過措置)



4 この法律の施行前にした申立てに係る保全命令及び裁判を求める旨の申述があつた事件については、第一条の規定による改正後の民事訴訟法第三百六十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（少額訴訟に関する経過措置）

**第四条** この法律の施行前に少額訴訟による審理請求であつて本案の訴えが特許権等に関するものであるものの管轄については、なお従前の例による。

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則（平成一五年七月二十五日法律第一二八号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

（民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

**第十一条** 施行日前にされた破産の申立て又は施行日前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、第百三十三条の規定による改正後の民事訴訟法第二百一十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用等に関する経過措置）

**第十二条** 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用についてのほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、命令する。

附 則（平成一六年六月九日法律第八八〇号）抄	
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。 （罰則の適用に関する経過措置）	規定する規定については、当該規定。（以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。 （その他の経過措置の政令への委任）
第二条 （施行期日）抄	（経過措置の原則）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	（施行期日）
第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれららの法律の規定により生じた効力を妨げない。	（経過措置の原則）
附 則（平成一六年二月一日法律第一四七号）抄	（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 （公示催告手続二関スル法律の廃止）	（施行期日）
第二条 公示催告手続二関スル法律（明治二十三年二月二十二日法律第一四七号）は、廃止する。	（施行期日）

**第三条** この法律による改正後の民事訴訟法、非訟事件手続法及び民事執行法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらとの法律の規定により生じた効力を妨げない。（電磁的記録による管轄の合意等に関する経過措置）

**第四条** 第一条の規定による改正後の民事訴訟法（以下「新民事訴訟法」という。）第十一條第三項（新民事訴訟法第二百八十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にされた管轄裁判所を定める合意及び上告をする権利を保有した控訴をしない旨の会意については、適用しない。（電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続の特則に関する経過措置）

**第五条** 第一条の規定による改正前の民事訴訟法（以下「旧民事訴訟法」という。）第三百九十七条第一項及び第二項の規定による改正後の非訟事件手続法第六百六十三条第四項（同法第六百六十四条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に旧民事訴訟法第六百八十九条第一項の規定又は第二条の規定による改正前の非訟事件手続法（次項において「旧非訟事件手続法」という。）第二百八十二条第一項の規定による過料の裁判の執行があつた過料事件（過料についての裁判の手続に係る事件をいう。次項において同じ。）については、適用しない。（罰則の適用に関する経過措置）

**第三十九条** この法律の施行前にした行為及びその附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第四十条** 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第一 （施行期日）	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一七年五月二十五日法律第五〇号）抄	（施行期日）
附 則 （平成一七年七月二六日法律第七五号）抄	（施行期日）
附 則 （平成一七年一〇月二一日法律第六一〇二号）抄	（施行期日）
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。	（施行期日）
第一百四条 この法律の施行前に第百五条の規定による改正前の民事訴訟法（次項において「旧民事訴訟法」という。）第五百段後の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が郵便局における民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置	（施行期日）



及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定（「取消しの申立て」）の下に「秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る。）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第一百五十六条の改正規定、同法第一百五十七条第四項の改正規定、同法第一百六十二条第一項の改正規定、同法第一百六十一条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一年号）第五十条第五項の改正規定及び同法第一百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第一百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百二十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定）同法第一百三十六条の改正規定並びに附則第七十三条の規定、附則第七十一条中民事訴訟法（以下「民事訴訟法」という。）の下に「第八十九条第二項及び第三項に係る部分に限る。」及び同法第一百七十条第二項の改正規定並びに第五条中民事訴訟法第三十七条第三項の改正規定（「民事訴訟法」の下に「第八十九条第二項及び一」を加え、「同条第四項」を「同法第八十九条第三項及び第一百七十条第四項」に改める部分に限る。）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

条及び第三十二条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一条中少年鑑別所法第三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の二及び第九十八条の三に係る部分に限る）、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に二条を加える改正規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法第七編中第四百七十七条の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法第七編中第四百七十七条の正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項（附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑特別法（昭和二十七年法律第百三十八号。以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号。以下「日国連裁判権議定書刑事特別法」という。）第五条の改正

合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第二百五十一号。以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定（第四百八十四条）を「第四百八十四条规定から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分（を除く。）、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する規定（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八十三条第三項、第一百二十一条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第一百七十八条の二第一項、第二百九十七条第二項、第二百九十七条第二項の改正規定（「第二百七十八条の二第二項」を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る。）、附則第二十七条规定中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十五条第七項の改正規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）